

泉大津市民間事業者等によるアビリティ支援プログラム登録制度概要

1 目的

社会課題が多様化・複雑化する中、本市では「アビリティタウン構想」を掲げ、特に「健康」「教育」「環境」を重点分野として、市民一人ひとりの能力を引き出すことや、自然環境が本来持つ力を活かし共生することができるまちづくりを「官民連携」「市民共創」で進めてきた。

本制度は、ヘルスケア関連や教育関連、環境関連の民間事業者等が、その保有するノウハウやソリューションを活かして、市民・自然環境のアビリティ向上を支援するプログラムを提供する仕組みを構築することにより、「アビリティタウン構想」の実現につなげることを目的とするものである。また、民間事業者等が社会貢献活動や新たなサービス等を社会実装するための実証フィールドとして本制度を活用することで、「官民連携」がより一層促進されるようなネットワークを形成することを目的とする。

制度運営 : 成長戦略課

制度の狙い: ①新たなネットワークづくり

⇒制度登録をきっかけとした民間事業者等との新たな連携創出

②既存連携企業との連携促進

⇒既に連携協定を締結した民間事業者等との定期的な情報提供機会の創出

③民間事業者等における行政との連携推進

⇒行政と連携するきっかけとなる機会の創出

④庁内での官民連携推進

⇒ネットワークにより庁内各課が民間事業者等と連携しやすい体制を構築

2 アビリティ支援プログラムの種類と条件

プログラム	内容
①講座への講師派遣	民間事業者等による講座メニューを出前講座のリストに追加し、希望する市民等に講座を実施する。
②イベントの開催・協力	民間事業者等によるイベント（健康・教育・環境関連）開催や、市のイベントへのブース出展等に協力する。
③サービス・ツールの提供	民間事業者等による市民・自然環境のアビリティ向上に資するサービスの提供、測定機器の貸出、啓発物品の提供などを実施する。
④その他	その他アビリティタウン構想の実現に資するもの

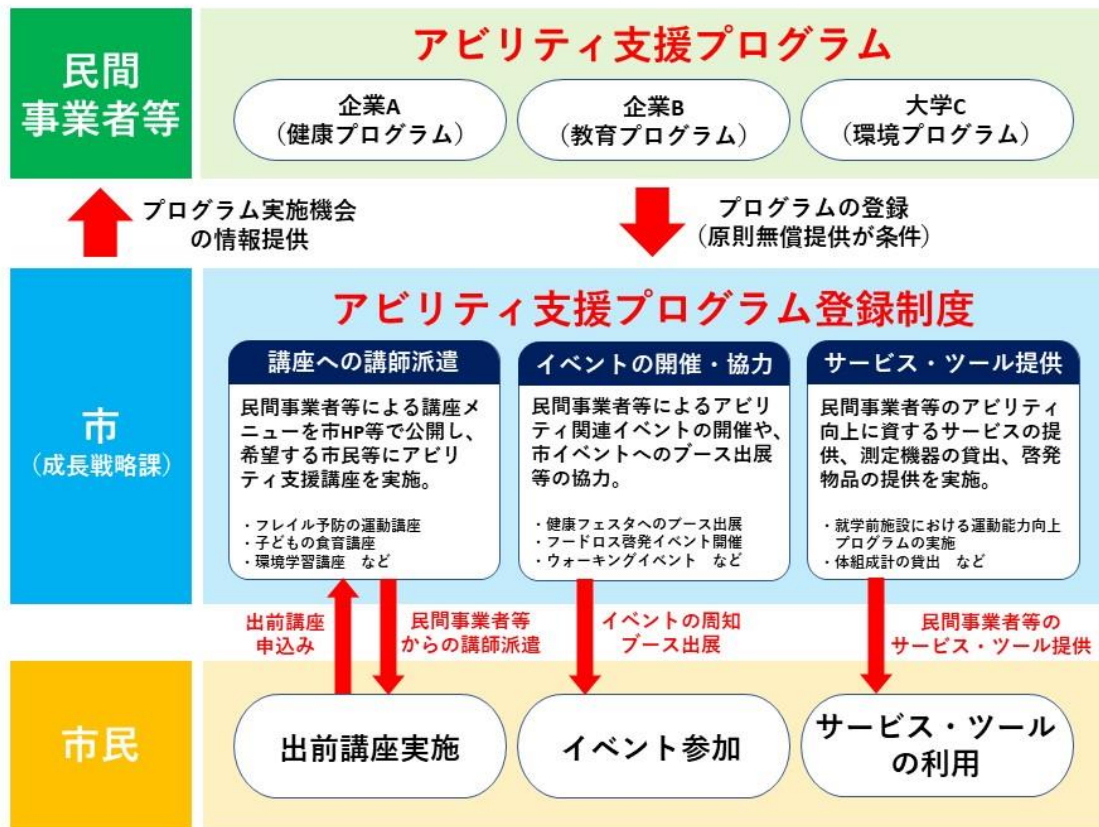
【プログラムの条件】

- ・無償または低額（保険料や材料費等の実費負担のみ）で提供可能なこと
- ・プログラム内における販売等の営業活動は行わないこと
- ・プログラム参加者の個人情報の収集は、本人の同意が得られた範囲に限る

3 プログラム提供の流れ

①プログラム登録	民間事業者等は、提供するプログラムについて記載した登録申請書を成長戦略課へ提出する。
②登録審査	成長戦略課は、申請プログラム要検討を満たしているかを審査し、適当である場合は登録を行い、申請者へ通知する。
③プログラム実施	成長戦略課は、関係課・市民等からの要望を把握し、民間事業者等と調整のうえ登録プログラムを実施。
④情報提供	成長戦略課は、随時民間事業者等へ登録プログラムを実施できる機会を情報提供する。(ネットワーク会議を開催)

4 登録プログラム実施スキーム



5 泉大津市アビリティ向上ネットワーク会議

市のアビリティ向上施策の共有や関連事業・イベント等の情報を共有する場を創出するため、『泉大津市アビリティ向上ネットワーク会議』を開催(年2回程度)し、「官民連携」がより一層促進されるような顔の見えるネットワークを形成し、アビリティタウン構想の実現を図っていく。